

回覧

きつき消費者かわら版

令和6年11月15日発行



市民の皆様から寄せられた消費者トラブルの相談や注意してもらいたいニュースを定期的にお伝えする情報紙です。トラブルの未然防止にお役立ていただければ幸いです。

- 8月～9月の相談件数は30件でした。不審な電話やメールに関するものが主な相談内容となっています。
- 令和6年度上半期（4月～9月）の相談件数は76件で、前年同期と比べて10件減少しました。

「2時間後に電話が使えなくなる」という不審な電話に注意！

総務省やNTT、NTTファイナンスなどを名乗り「2時間後にこの電話は使えなくなります。オペレーターと話をしたい場合は1を押してください。」という自動音声ガイダンスの電話がかかってきたという相談が増えています。

電話が
使えなくなる！？

オペレーターが出てきて氏名や生年月日を聞かれたり、未納料金があると言われる場合がありますが、詐欺電話と思われます。指定された番号を押したり、電話をかけ直したりしないでください。身に覚えのない料金を請求されても絶対に相手にせず、無視してください。



消費者の安心と安全を確保するために～市長メッセージ～



消費者を取り巻く環境は、高度情報通信社会の進展やキャッシュレス化等で激しく変化し、消費者トラブルの内容や解決方法も複雑化しています。

杵築市でも消費生活センターを開設し、市民の皆様からの相談を受け付けています。今後も市民の皆様が安全に安心して暮らせる地域社会づくりを目指し、県や関係機関と協力しながら消費者トラブル防止に向けた見守り体制づくりを進めてまいります。

杵築市長 永松 悟

◆お金の困りごと相談会◆

対象者	概 要	日 時	開催場所
一般消費者 事業者	専門家（弁護士、司法書士、財務事務所相談員）による相談	11月27日(水) 13時～15時	杵築市役所本庁舎 2階第1会議室

《申込先》

九州財務局大分財務事務所 多重債務相談窓口

相談員 政丸 ☎097-532-7188

*事前予約制（11月22日までにお電話にてお申し込みください）

注意

きっかけは訪問購入? 犯罪まがいの深刻なトラブル -こんな事例が寄せられています-

1

何でも買い取ります。
貧しい国に
寄付します。



2

貴金属も見せて



3

あれ、いない…



4

指輪がない！
持ち去られた！？



トラブルにあわないために



突然訪問してきた購入業者は家に入れない！



購入業者から電話がかかってきても、
安易に訪問を承諾しない！



購入業者から勧誘を受けて訪問を承諾する場合は、
一人で対応しない、絶対に目を離さない！



独立行政法人
国民生活センター (2024年9月)

お問い合わせ・相談先

杵築市消費生活センター（商工観光課内）TEL 0978-62-1808
大分県消費生活・男女共同参画プラザ《アイネス》TEL 097-534-0999